

コーポレートガバナンス・ポリシー

※各条項の[]内は、CGコードの各原則・補充原則との対応を示す

大阪府茨木市佐保 193 番地の2

株式会社ユニバーサル園芸社

第1章 総則

- 1・1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 [2-1, 3-1 (i), 3-1 (ii)]
- 1) ユニバーサル園芸社グループ（当社並びに連結子会社、以下「当社グループ」）では、コーポレートガバナンスを株主の皆様をはじめ顧客、取引先、地域社会など、すべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、株主価値、顧客価値、従業員価値の総体である企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付ける。
 - 2) この基本的な考え方に基づき、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営の効率性、透明性を向上させ、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図ることを、経営の重要な責務であると認識する。
 - 3) 当社グループは、経営環境や市場環境の変化に的確かつ機動的に対応するべく、取締役会の活性化と機能強化に努め、今後もコーポレートガバナンスの整備に努める。
 - 4) <経営理念>
我社は何の為に有るのか： 会社を繁栄させ世の中に貢献する為にあります。
（世の中とは社員・お客様・人々・国・世界の事です。）
 1. 社員へ。 遣り甲斐のある良い会社作りをして、少しずつ成長します。
 2. お客様へ。 仕事と社員教育を通じて立派な日本人を作ります。
 3. 国家へ。 利益を出して税金を払います。
 4. 世界へ。 一本の植物に真心を乗せて一步一步努力してまいります。
 - 5) <経営基本方針>
 1. 適正利益と適正成長率があり、財務体質が良いこと
 2. 将来の展望があること
 3. よき社風であること
 4. 立派な会社の証しとして、日本一の園芸会社にすること
 5. 社員を守り、社員が誇りのもてる立派な会社作りをすること
 6. 日本の中小企業の「優秀なモデル会社」の1つに成り、世の中（お客様）にわが社こそ必要とされる会社に成ること
 7. 業界に金字塔を打ち立て、見本と成ること
 - 6) <今後の事業戦略>
 1. グリーン事業の収益基盤の強化
 2. M&Aによる業態の拡大
 3. 新商材・販路拡大
 4. 小売事業へのチャレンジ
 5. 海外事業の展開

第2章 コーポレートガバナンスの体制

- 2・1 コーポレートガバナンスの体制 [4-1, 4-1①]
- 1) 当社は、監査等委員会設置会社を採用し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委

員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図る。

- 2) ・当社は、執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会で選任され、業務執行責任者として会社の業務執行を担当する。
・取締役会は、執行役員それぞれの分野に関する経験、実績、専門性等を踏まえ業務執行の範囲を定める。

2・2 取締役会

- 1) 取締役会は、当社グループの事業全般の意思決定機関に位置付けられ、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、当社グループや株主共同の利益のため、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指す。
- 2) 取締役会は、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略（事業ポートフォリオを含む）の策定及び決定等や、営業活動及び予算の進捗状況を確認するとともに、業績見通等について検討し必要な施策を講じるほか、グループ全体の適切な内部統制システムを構築する責務等を担う。
- 3) 取締役会は、取締役および執行役員等が、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、適切なリスクを負いながら意思決定および業務執行を行うことができるよう、必要な環境整備を行う。
- 4) 取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において、取締役会にて決議・報告する事項を定める。それ以外の業務執行の決定については、経営陣に委任し、その内容は社内規程に定める。

2・2・2 取締役会の構成 [4-6, 4-11, 4-11①]

- 1) 取締役会は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のための知識、経験、能力、見識等を考慮し、多様性を確保しながら全体としてバランスよく、適正な人数で構成するとともに、透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、監査等委員会設置会社に求められる2名の独立社外取締役を選任する。

2・2・3 取締役会の実効性の評価 [4-11, 4-11③]

- 1) 取締役会は、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行い、取締役会の実効性を高めるために運営方法の見直しを行うとともに、コーポレートガバナンス報告書において、取締役会全体の実効性についての分析・評価・評価結果の概要を開示する。

2・3 監査等委員会

2・3・1 監査等委員会の役割・責務 [4-1③, 4-3②, 4-3③, 4-4, 4-4①, 4-5, 4-7(ii)]

- 1) 監査等委員会は、会社の監督機能の一翼を担い、かつ、株主の負託を受けて代表取締役その他の業務執行取締役の職務執行を監査する法定の独立した機関として、その職務を適正に執行することにより、当社グループが様々なステークホルダーの利害に配慮し、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立するために行動する。
- 2) 監査等委員会は、取締役候補者の指名、執行役員の選解任、取締役・執行役員の報酬、代表取締役社長の選解任、後継者計画についての意見を取締役会等に対して表明する。

- 3) 監査等委員会は3名(うち、社外取締役2名)で構成する。監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査室及び会計監査人と連携しての業務監査等を行う。監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人から適時適切な報告を受ける他、往査時の立会等を通じて十分な意見交換を行い、透明性を確保するとともに、独立性確保の前提のもと、当社の経営に対する適正な監視、監査機能を果たす。
- 4) 監査等委員会は、社外取締役間での意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の共有を行う。

2・4 会計監査人 [3-2, 3-2②]

- 1) 取締役会及び監査等委員会は、会計監査人が当社グループの財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、取締役及び取締役会、監査等委員及び監査等委員会、並びに内部監査部門との連携を通じて、独立性と専門性を有した十分かつ適正な会計監査人監査が行われるよう適切な対応を行う。
- 2) 会計監査人から財務報告に関する不備等の指摘を受けた場合は、管理本部が責任をもって対応に当たる。

2・5 内部統制・リスク管理の方針 [4-3, 4-3④]

- 1) 取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、財務報告の適正性確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

2・6 取締役及び執行役員

2・6・1 取締役及び執行役員の指名に関する方針 [3-1(iv, v), 4-3, 4-3①, 4-11, 4-11①, 4-11②]

- 1) 事業経営に関する豊富な経験、実績、専門性等のバランスとジェンダー等の多様性と適正規模を考慮して取締役及び執行役員を選解任する。社外取締役に付きましては、経営に関する豊富な経験、高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を選任する。
- 2) 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者指名に当たっては、業績等も踏まえ監査等委員会の意見を参考に取締役会で決議する。
- 3) 監査等委員である取締役候補者指名に当たっては、監査等委員会の同意に基づき取締役会で決議する。
- 4) 執行役員を選解任に当たっては、業績等も踏まえ代表取締役社長の推薦に基づき、監査等委員会の意見を参考に取締役会で決議する。
- 5) 監査等委員には、財務、会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任する。
- 6) 取締役の各候補者の指名理由(知識・経験・能力等)及び解任理由については、株主総会招集通知に記載する。
- 7) 当社の取締役が、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任する数は合理的な範囲にとどめるとともに、当該兼任状況について、株主総会招集通知に記載する。

2・6・2 独立社外取締役 [4-6, 4-7, 4-8, 4-8①, 4-8②, 4-9]

- 1) コーポレートガバナンスの公正性、透明性を高め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役を選任する。
- 2) 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督、利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
- 3) 取締役会における活発かつ建設的な議論を推進するため、独立社外取締役を含む社外取締役をメンバーとする会合を定期的に開催する。
- 4) 独立社外取締役を含む社外取締役と当社各部門との連絡・調整は、内部監査室長が行う。
- 5) 社外取締役の独立性に関する基準は東京証券取引所が定める独立性基準を用いる。

2・6・3 取締役及び執行役員の報酬等に関する方針 [3-1 (iii), 4-2, 4-2①]

- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有する。取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額についての決定を社長に一任し、社長は監査等委員会の意見を参考にして決定する。
- 2) 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。
- 3) 執行役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有する。取締役会は、各執行役員の報酬額についての決定を社長に一任し、社長は監査等委員会の意見を参考にして決定する。

2・6・4 支援体制 [4-12, 4-12①, 4-13, 4-13①, 4-13②, 4-13③]

- 1) 取締役会での活発かつ建設的な議論を図るべく以下の通り運営する。
 - ① 毎年の審議事項を踏まえ、年間の取締役会開催スケジュール及び予想される審議事項を事前に確定する。
 - ② 取締役会資料は、十分な検討ができるタイミングにて事前配付する。
 - ③ 当日の審議時間は、十分な審議ができる適切な審議時間を設定する。
 - ④ 社外取締役に必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて事前説明を行う。
- 2) 重要な会議における意思決定にかかる情報、取締役の職務の執行に係わる情報は、社内規程等に定めるところにより適切に保存及び管理し、監査等委員はそれらの情報を閲覧できる状況とする。
- 3) 取締役の職務の執行において、社内の各部門は、必要な情報提供を求められた場合に積極的に対応する。また、取締役が外部の専門家の助言を得ることが必要な場合には、その費用を当社が負担する。

2・6・5 取締役の研修方針 [4-14, 4-14①, 4-14②]

- 1) 取締役が、その役割・責務を適切に果たすために必要な研修及び情報提供を適宜実施する。
- 2) 取締役に就任する際には、会社の事業、財務、組織等及び取締役に求められる役割と責務（法的責任を含む）に関して社内の関係部門による説明を実施し、就任後も必要に応じて法令改正や経営課題などに関する研修や説明会等を実施する。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

3・1 当社グループのステークホルダー [2-1]

- 1) 当社グループは、「株主・投資家」「顧客」「取引先」「社会」「従業員」をグループ共通のステークホルダーと考え、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のためにはこれらのステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重する。

3・2 株主の権利・平等性の確保 [1-1, 1-1②, 1-1③]

- 1) 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、少数株主も含めて、株主総会の議決権等の株主の権利が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。少数株主が当社及び当社役員に対する特別な権利を行使する場合には、その意思を尊重する。
- 2) 新規で株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレートガバナンス体制にてその役割・責務を十分に果たせることを取締役会で確認する。

3・2・1 株主総会 [1-1, 1-1①, 1-2, 1-2①, 1-2②, 1-2③, 1-2④, 1-2⑤]

- 1) 株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使の機会を確保する。
- 2) 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、招集通知及び東京証券取引所における適時開示等を通じて開示する。
- 3) 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、取締役会での招集通知内容の決議後遅滞なく自社のウェブサイトを開示する。
- 4) 株主の議決権の行使検討期間に最大限配慮し、正確な情報提供ができることを担保しつつ、招集通知の発送日、株主総会の開催日等、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- 5) 現在の株主構成や費用その他の面に鑑みて、議決権電子行使プラットフォームの利用と招集通知の英訳は行っていないが、今後の株主構成の変化や株主の皆様の利便性を考慮し実施について検討する。
- 6) 代理人による議決権行使は、定款の定めにより当該代理人が株主である場合に限定する。ただし、株主名簿上の株主又は常任代理人を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等（以下、「実質株主」）の本人確認ができる場合においては、株主名簿管理人と協議の上、実質株主の株主総会への出席について検討する。
- 7) 株主総会において可決に至ったものの相当数を超える反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多数となった原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否について検討する。

3・2・2 資本政策の基本的な方針 [1-3, 1-6]

- 1) 当社グループは強固な財務体質、収益率の高い経営基盤、株主還元の安定的な充実によりバランスの取れた資本運営を行うことを目指す。
- 2) 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策の実施は、取締役会で、その目的および必要性・合理性を審議するとともに、適正な手続きを確保し、株主へ説明を行う。

3) <投資戦略>

- ・毎期の予算における当期純利益金額の3分の1以内において、出店や設備投資、M&Aの投資予算を検討し、実施する。

4) <財務戦略>

- ・内部留保の確保等による自己資本比率80%以上を目標とし、収益力強化に向けた資本活用により経営基盤を強化する。
- ・経常運転資金に十分対応できる手元資金を確保する。
- ・金融機関との当座貸越契約締結による一定の流動性を維持できる体制を確保する。

5) <配当戦略>

- ・株主への長期的な利益還元を第一とした継続的かつ安定的な配当を実施する。
- ・配当水準については、安定的な株主還元を主軸に、利益水準や内部留保の増大にあわせて適宜引上げを検討する。

3・2・3 政策保有株式に関する方針 [1-4, 1-4①, 1-4②]

- 1) 当社は、事業運営上の必要性などを総合的に勘案した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる政策保有株式のみ保有する。

2) <保有の合理性の検証方法>

- ・政策保有株式を保有している場合は、取締役会において、中長期的な観点から個別にそのリターンとリスク等を踏まえた合理性を適時検証する。

3) <議決権行使基準>

- ・政策保有株式の議決権行使に当たりましては、投資先企業の中長期的企業価値向上の観点から、議案ごとの賛否を適切に判断する。

- 4) 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有する株主（以下「政策保有株主」）から当該株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなどの売却等を妨げる行為を行わない。また、当社は、政策保有株主との間においても、取引の経済合理性を十分に検証し、当社や株主共同の利益を害するような取引を行わない。

3・2・4 買収防衛策に関する方針 [1-5, 1-5①]

- 1) 当社は、買収防衛策を採用していないが、当社の株式が公開買付けに付された場合は、公開買付け者に対して当社グループの企業価値向上施策について説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示する。

3・2・5 関連当事者間の取引に関する枠組み [1-7, 4-3]

- 1) 関連当事者間の取引につきましては、会社法及び取締役会規程等に従い、取締役会で決議する。

3・3 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 [2-1]

- 1) 当社グループは、ステークホルダーとの絆をさらに強め、価値あるサービスを提供し、お客様に喜びをお届けすることで、社会の発展に貢献する。

－「顧客」：お客様の永続的な信頼を得られるべく、安全・安心で確かな商品・サービスを提供する。

－「取引先」：全ての取引先と公正・透明・自由な取引を通じて信頼関係を築き、お客様によりよい商品・サービスを提供する。

－「社会」：持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、地域社会や環境とのつながりを大切にして事業活動を行う。

－「従業員」：従業員一人一人を尊重し、その力・個性が活かされる、働きやすい職場環境の実現に取り組む。

3・3・1 従業員の行動準則、内部通報 [2-2, 2-2①, 2-5, 2-5①]

- 1) 法令の遵守や倫理的に求められる行動を定めた「コンプライアンス行動指針」「倫理行動規範」等の当社グループ内への周知、教育を行い、浸透を図るとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- 2) 当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化を目的とし、内部監査室及び社外の法律事務所を窓口とする内部通報制度を設けるとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。

3・3・2 多様性に関する考え方 [2-4, 2-4①]

- 1) <多様性の確保についての考え方（中核人材登用における多様性確保を含む）>
当社グループは、国籍や人種、性別等に加え、価値観、考え方、能力等の多様性が企業の成長力を増加させることを認識し、いかなる差別や人権侵害にあたる行為も禁止し、役職員等一人一人が個性と意欲と能力を最大限に発揮できるよう、常に健全かつ安全で衛生的な職場環境を整備することに積極的に取り組むことで、多様性の確保を図る。
<多様性の確保の目標設定の考え方>
企業価値向上に資する適切な人材を性別に限定せず登用するという方針、当社の事業が国内中心であるという特性及び当社の管理職の大半を中途採用者が占めるという特性に鑑みて、女性、外国人及び中途採用者の管理職登用に関する目標を定めない。
<多様性の確保に向けた人材育成方針>
当社の規程等に則り、公正に従業員の職責に応じた業績及び行動の評価を行い、これに基づいた従業員の能力開発、モラル・アップを図り組織力の強化を実現する。
<多様性の確保に向けた社内環境整備方針>
従業員の働きやすい就業環境を提供するため、「育児休業制度」や「介護休業制度」を整備し、社内への周知に努める。

3・3・3 社会、環境をはじめとするサステナビリティを巡る取組みに関する方針 [2-3, 2-3①, 3-1③, 4-2②]

- 1) 「緑がある日常を普遍的にすることを目指す」という当社グループビジョンのもと、事業活動を通じて社会に貢献するとともに、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に配慮したサービス提供を心がけることによって、持続可能な社会の実現に寄与する。
- 2) 労働関連法規を遵守し、適切な従業員の健康、労働環境管理を行うとともに、当社の定める人事制度に基づく人事の公正な運営を行う。

- 3) 「コンプライアンス行動指針」を基に全ての取引先と公正・透明・自由な取引を行う。
- 4) 上場企業としての責務を常に認識し、自然災害等の事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスク顕在化の防止及びリスクの早期発見に努め、事業の継続を主眼にリスク管理体制を整備・強化し、着実に運用する。
- 5) 個人の人権を尊重し、一人一人がその能力を最大限発揮できるよう、不当な差別のない、明るく働きがいのある職場環境の確保に努めて人的資本の投資を進める。
- 6) すべての企業活動において、知的財産権を尊重し、自社の権利を保護するとともに、他の権利を尊重して知的財産の投資を進める。

3・3・4 企業年金のアセットオーナーとしての役割 [2-6]

- 1) 当社は、確定給付型企业年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理・運用については外部の資産管理運用機関等に委託し、定期的に運用状況のモニタリングを行う。また、企業年金の運用に携わる担当者は外部の資産管理運用機関より、年2回程度確定給付企業年金の決算報告書の解説や近畿厚生局への提出書類の解説などレクチャーを受けるなど、アセットオーナーとしての資質の向上に取り組む。

第4章 情報開示の充実及び株主・投資家との対話

4・1 情報開示の基本的な考え方 [3-1①, 3-1②]

- 1) 当社グループは、情報開示の充実が株主・投資家との建設的な対話の前提となることを認識し、「IR情報開示方針」に則った情報開示を行う。

URL : <https://www.uni-green.co.jp/investor-relations/ir-information-disclosure/>

- 2) 海外投資家の利便性向上のための開示資料の英訳などは、必要に応じて実施する。

4・2 株主・投資家との対話に関する基本方針 [5-1, 5-1①, 5-1②, 5-1③, 5-2]

- 1) 当社グループは、株主・投資家との建設的な対話がコーポレートガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、定期的に株主構成を把握し、対話の申込みに積極的に対応するとともに、建設的な対話を行うための場を設定する。
- 2) 株主・投資家からの面談の申込みには、管理本部が中心となって対応する。
- 3) 対話の目的に応じて、社内に関連する部門と連携して対話の充実を図る。
- 4) 経営計画、経営戦略、決算等に関する説明（事業計画の進捗状況を含む）を企画・実行し、当社グループにつきましての理解と対話の促進を図る。
- 5) 対話におきましては、誠意をもって説明を行うとともに、株主・投資家の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努める。株主・投資家からの声を、取締役又は執行役員に、定期的又は必要に応じて報告する。
- 6) 対話におきましては、関係する社内規程に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止を図る。

4・3 経営戦略や経営計画の策定・公表 [5-2, 5-2①]

- 1) 当社グループは、株主価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、国内外における設備投資・研究投資・人材投資等の経営資源の配分にあたり、資本コスト



の状況を的確に把握したうえで、内部留保の確保等により財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主への長期的な利益還元を第一とし、継続的かつ安定的な配当を実施する。

- 2) 当社グループでは、事業ポートフォリオをグリーン事業、卸売事業、小売事業に区分し、グリーン事業は関西エリア、関東エリア、海外エリアに区分して、経営戦略や経営計画の策定など事業のマネジメントを行う。

第5章 その他

5・1 開示 [3-1(ii)]

- 1) 株主からの受託者責任ならびに各ステークホルダーへの説明責任を果たすべく、本ポリシーを開示する。

5・2 改廃方針 [3-1(ii)]

- 2) 本ポリシーは、株主・投資家との対話を踏まえて定期的に見直すものとし、取締役会の決議をもって改廃する。

第6章 付則

- 1) 本ポリシーは、2021年10月16日から制定実施する。

2021年10月16日制定